

駿河台法学二〇周年記念号によせて

駿河台大学法学部が昭和六二年に創設されてから、二〇年を迎えるました。当初、法学部のみの単科大学として発足しましたが、その後、経済学部、文化情報学部、現代文化学部と四つの学部をもつ文科系総合大学として発展してきました。大学院も、法学研究科、経済学研究科、文化情報学研究科が設置されましたが、平成一六年に法科大学院（法務研究科）が設置されたことに伴って大学院が再編され、平成一七年には法律学と文化情報学を学際的に教育研究する現代情報文化研究科が新たに設置され、法情報学専攻と文化情報学専攻の二専攻科を備えた研究科として新たにスタートしました。こうして、現在では、駿河台大学法学会は、法学部、法情報学専攻、法科大大学院の三つの組織から構成されることになりました。

この間、法学部では、「学生一人ひとりに豊かな人間性と人権感覚に充ちたリーガルマインド（法的思考）を身に付けた」人材を育成することを理念として学士課程の教育を行い、数多くの学生を社会に送り出してきました。経済分野はもちろん、国や地方自治体等の行政分野、弁護士、司法書士等の司法分野に優秀な人材を輩出し、それが第一線で活躍しております。法学研究科、法情報専攻では、税理士をはじめとする専門職や行政職員、企業等で活躍する人材を育成し、法科大学院においても、新司法試験において一一名の合格者を送り出すに至りました。これも駿河台大学における法学教育が社会全体に受け入れられた結果であると自負しております。

研究面では、駿河台法学を年に二回刊行し、会員である教員から質の高い論文や判例研究等が寄せられ、法律学、行政学、政治学の各分野の研究の発展に寄与しております。また、法学会が主催する研究会や講演会には、会員は

もちろんのこと、他大学からの教員や市民も参加され、学内だけでなく、地域にも研究成果が還元されています。その他、学内の出版助成を得て教員が著書を刊行し、共同研究助成を受けて研究報告書を著すなど、精力的に研究活動を開いてまいりました。

この間、法学教育をめぐる状況は大きく変化しました。司法制度改革を受けての本学における法科大学院の設置は、法学部教育および学部に基礎を置く大学院での教育のあり方を根本的に見直す契機になりました。法律専門職の養成が法科大学院に委ねられることになった一方で、学部や研究科の役割りが問わされることになりました。

社会的には、偽装問題や政治倫理など、法令順守の要請は一段と強くなっています。裁判員制度の導入にみられるように、司法が国民にとって身近な存在となり、国民が主体的に司法にかかわることが求められるようになっています。

本学自身の課題としては、一八歳人口の減少という大学の経営それ自体に関わる大きな流れの中で、いかにして本学の独自性を發揮し、地域社会における役割りを果たすかが求められています。こうした要請に応えるべく、「学生参加による入間活性化プロジェクト」「森林環境プロジェクト」を始めとする、地域と大学の協働による現代GP（現代的教育ニーズ取組支援プログラム）の取組みが進められているところです。

これらの状況において、法学部としては、「法科大学院設置後の法学部教育のあり方」を模索し、新たな教育課程を設け、現代の状況に相応しい人材の育成を図ることに致しました。そこで教育目標は、「健全な法感覚を備えた市民の育成」であります。かならずしも法律学の専門家ではないものの、法令順守を尊重し、正義の理念に即して企業や行政、地域で活動する市民を育成することが、これから法学部の役割りであると認識し、教育課程を再編成することに致しました。法学部では、幅広い教養と専門基礎知識の修得を重要な教育目標とし、法情報文化

専攻は、これら学部教育を踏まえてより高度の専門知識と技能を備えた市民の育成を図るものと位置づけられます。私どもは、これからの一〇年を、法学部、法情報学専攻、法科大学院がそれぞれの役割を適切に果たしつつ、その特性を活かし、相互に連携して、現代社会に貢献できる人材を育成し、同時に研究活動を通じて学問的成果を社会に還元すべき期間と位置付け、教育研究活動を進めていきたいと存じます。関係各位におかれましては、今後ともご支援の程、よろしくお願い申し上げ、法学部創設一〇周年の挨拶とさせていただきます。

平成二十年一月

駿河台大学法学会会長

吉田恒雄